

総務委員会議案説明資料

令和4年12月6日

件名	頁
1 第122号議案 足立区職員の高齢者部分休業に関する条例	2
2 第123号議案 足立区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	7
3 第124号議案 足立区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	12
4 第125号議案 足立区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	14
5 第126号議案 旧本木東小学校解体工事請負契約	19
6 第127号議案 島根住区センター大規模改修工事請負契約	20
7 第128号議案 自動体外式除細動器（AED）の買替について	21

(総務部)

第 1 2 2 号 議 案 説 明 資 料

令和 4 年 1 2 月 6 日

件 名	足立区職員の高齢者部分休業に関する条例														
所管部課名	総務部 人事課														
内 容	<p>1 概要</p> <p>定年引上げに伴い、高齢層職員の多様な働き方のニーズに対する選択肢の1つとして、高齢者部分休業制度に関する条例を制定する。</p> <p>2 制定内容（詳細は、別紙「条例案」のとおり）</p> <table border="1" data-bbox="400 698 1453 1653"> <thead> <tr> <th data-bbox="400 698 635 745"></th> <th data-bbox="635 698 1453 745">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="400 745 635 813">根拠法令</td> <td data-bbox="635 745 1453 813">地方公務員法第26条の3第1項</td> </tr> <tr> <td data-bbox="400 813 635 958">取得対象者</td> <td data-bbox="635 813 1453 958">60歳の常勤職員 最終的に55歳に引き下げることを目指し、付則に「検討（見直し）条項*」を設ける。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="400 958 635 1144">休業時間</td> <td data-bbox="635 958 1453 1144">当該職員の1週間あたりの通常の勤務時間の二分の一を超えない範囲内。 別途定める規則により、実際の休業時間は「1日の始め又は終わりに最大2時間まで」とする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="400 1144 635 1200">休業の単位</td> <td data-bbox="635 1144 1453 1200">30分</td> </tr> <tr> <td data-bbox="400 1200 635 1290">給与の取扱い</td> <td data-bbox="635 1200 1453 1290">勤務しない1時間につき、1時間当たりの給与額を減額して支給する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="400 1290 635 1653">その他</td> <td data-bbox="635 1290 1453 1653"> <ul style="list-style-type: none"> 任命権者は、業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で、当該職員の同意を得たときは、高齢者部分休業の承認を取り消し、又は休業時間を短縮することができる。 任命権者は、既に高齢者部分休業をしている職員から休業時間の延長の申出があった場合で公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員に係る休業時間の延長を承認することができる。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>その他必要な内容は別途規則で定める。</p> <p>※ 総務省通知「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則」においては、高年齢者は55歳以上とされている。</p> <p>3 施行年月日</p> <p>令和5年4月1日</p> <p>《参考》</p> <p>実際に取得が開始されるのは令和6年4月1日以降となり、約90名程度が対象になる見込み</p>		内 容	根拠法令	地方公務員法第26条の3第1項	取得対象者	60歳の常勤職員 最終的に55歳に引き下げることを目指し、付則に「検討（見直し）条項*」を設ける。	休業時間	当該職員の1週間あたりの通常の勤務時間の二分の一を超えない範囲内。 別途定める規則により、実際の休業時間は「1日の始め又は終わりに最大2時間まで」とする。	休業の単位	30分	給与の取扱い	勤務しない1時間につき、1時間当たりの給与額を減額して支給する。	その他	<ul style="list-style-type: none"> 任命権者は、業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で、当該職員の同意を得たときは、高齢者部分休業の承認を取り消し、又は休業時間を短縮することができる。 任命権者は、既に高齢者部分休業をしている職員から休業時間の延長の申出があった場合で公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員に係る休業時間の延長を承認することができる。
		内 容													
根拠法令	地方公務員法第26条の3第1項														
取得対象者	60歳の常勤職員 最終的に55歳に引き下げることを目指し、付則に「検討（見直し）条項*」を設ける。														
休業時間	当該職員の1週間あたりの通常の勤務時間の二分の一を超えない範囲内。 別途定める規則により、実際の休業時間は「1日の始め又は終わりに最大2時間まで」とする。														
休業の単位	30分														
給与の取扱い	勤務しない1時間につき、1時間当たりの給与額を減額して支給する。														
その他	<ul style="list-style-type: none"> 任命権者は、業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で、当該職員の同意を得たときは、高齢者部分休業の承認を取り消し、又は休業時間を短縮することができる。 任命権者は、既に高齢者部分休業をしている職員から休業時間の延長の申出があった場合で公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員に係る休業時間の延長を承認することができる。 														

4 これまでの経緯

令和3年10月

特別区人事委員会「職員の給与等に関する報告及び勧告」にて高齢者部分休業について意見（導入は各区事項）

令和4年6月

給与上の取扱いについて区長会と特別区職員労働組合連合会の間で合意

令和4年9月

足立区全職員向けに「高齢者部分休業導入に係るアンケート」を実施

アンケート結果の総評

- ・ 「高年齢として定める年齢」については、アンケート結果からは「55歳」がわずかに過半数を超える結果となった。
- ・ 高齢者部分休業に対するニーズの高さが示された。
- ・ 一方で、高齢者部分休業制度の開始により、職場の負担や業務の適切な遂行に対する懸念が数多くあげられた。
- ・ 取得に向けた要望として、人員配置や取得しやすい雰囲気づくり等、環境整備に言及する意見も多かった。

令和4年10月

高齢者部分休業の導入について職員労働組合と妥結

5 各区の状況

「令和4年度高齢者部分休業制度に関する導入意向調査」結果概要
(令和4年9月21日 人事・研修担当課長会資料より一部抜粋)

導入予定の有無

導入する方針で検討している	導入しない方針で検討している
22区	1区

導入予定時期

令和6年4月	令和5年4月	未定
10区	8区	4区

取得単位時間

30分	2時間00分	その他・未定
13区	3区	6区

取得開始年齢

60歳	55歳	その他・未定
8区	6区	8区

	<p>6 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人員の代替措置については、当面は会計年度任用職員での対応を検討する。 ・ 人事異動の際、取得意向に配慮する。 ・ 公務に支障がない限り、取得理由や職層・職種による制限は行わない。
<p>今後の方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施行に向けて関連規則等を整備するとともに、全庁周知を行っていく。 ・ 実際に取得が開始される令和6年4月1日に向けて、人員配置や取得しやすい雰囲気づくり等の運用に係る検討を進めていく。

足立区職員の高齢者部分休業に関する条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の3の規定に基づき、職員の高齢者部分休業に関し必要な事項を定めるものとする。

（高齢者部分休業の承認）

第2条 高齢者部分休業の承認は、当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲内で、30分を単位として行うものとする。

2 法第26条の3第1項の高年齢として条例で定める年齢は、60歳とする。

（承認の取消し又は休業時間の短縮）

第3条 任命権者は、高齢者部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で当該職員の同意を得たときは、当該職員に係る高齢者部分休業の承認を取り消し、又は休業時間（高齢者部分休業の承認を受けた1週間当たりの勤務しない時間をいう。以下同じ。）を短縮することができる。

（休業時間の延長）

第4条 任命権者は、既に高齢者部分休業をしている職員から休業時間の延長の申出があった場合で公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員に係る休業時間の延長を承認することができる。

（給与の減額）

第5条 職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、足立区職員の給与に関する条例（昭和50年足立区条例第13号。以下「給与条例」という。）第18条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給料の月額、管理職手当の月額及び給与条例第23条に規定する規則で定める手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を足立区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年足立区条例第2号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第1項に規定する勤務時間に52を乗じたものから同項に規定する勤務時間を5で除して得た時間に給与条例第23条に規定する足立区規則で定める日の数を乗じたものを減じたもので除して得た額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）にあっては、その額に勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間を同条第2項の規定により定められたその者の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額）を減額して給与を支給する。

（委任）

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、特別区人事委員会の承認を得て、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(検討)

- 2 区は、法第26条の3第1項の高年齢として条例で定める年齢の引下げについて検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第 1 2 3 号 議 案 説 明 資 料

令和 4 年 1 2 月 6 日

件 名	足立区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
所管部課名	総務部 人事課
内 容	<p>1 概要</p> <p>令和 4 年特別区人事委員会勧告（特別区職員労働組合連合会と妥結）どおり、職員の給与改定実施に伴う条例の改正を行う。</p> <p>本年は職員給与が民間給与を下回っており、公民較差（0. 24%、896 円）を解消するため、初任給及び若年層の月例給の引上げ改定を行う。</p> <p>また、職員の特別給（期末手当・勤勉手当）の年間支給月数が民間の特別給（賞与）の支給割合を 0. 11 月下回っているため、引上げ改定を行う。</p> <p>2 改正内容（詳細は別紙「新旧対照表」のとおり）</p> <p>(1) 給料表（第 5 条）の改定</p> <p>ア 初任給及び若年層の給料月額を引上げ</p> <p>(2) 期末手当・勤勉手当（第 29 条・第 30 条）</p> <p>ア 民間における特別給（賞与）の支給状況を勘案し、年間の支給月数を 0. 1 月引上げ（現行 4. 45 月→4. 55 月）</p> <p>再任用職員については、年間の支給月数を 0. 05 月引上げ（現行 2. 35 月→2. 40 月）</p> <p>イ 支給月数の引上げ分については、民間の状況等を考慮し、勤勉手当に割振り</p> <p>ウ 3 月期末手当を廃止し、6 月・12 月期が均等になるよう配分（令和 5 年度から）</p> <p>3 施行年月日</p> <p>(1) については、令和 4 年 4 月 1 日に遡及して適用する。</p> <p>(2) のア及びイについては、令和 4 年 12 月 1 日に遡及して適用する。</p> <p>ウについては、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。</p>
今後の方針	

改正前	第1条による改正後
<p>(勤勉手当)</p> <p>第30条 (第1項省略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に<u>100分の102.5</u>（第10条第1項の規定に基づき指定する職員にあつては<u>100分の122.5</u>）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の102.5</u>」とあるのは「<u>100分の50</u>」と、「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の60</u>」とする。</p> <p>(第4項から第6項まで省略)</p> <p>別表第1 (省略)</p> <p>別表第2 (省略)</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第30条 (第1項改正なし)</p> <p>2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に<u>100分の112.5</u>（第10条第1項の規定に基づき指定する職員にあつては<u>100分の132.5</u>）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「<u>100分の55</u>」と、「<u>100分の132.5</u>」とあるのは「<u>100分の65</u>」とする。</p> <p>(第4項から第6項まで改正なし)</p> <p>別表第1 (省略)</p> <p>別表第2 (省略)</p>

<p style="text-align: center;">改正前</p> <p>※「改正前」は第1条による改正（この条例の公布日から施行）及び足立区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和4年条例第●●号）による改正（令和5年4月1日施行）後のもの</p>	<p style="text-align: center;">第2条による改正後</p>
<p>（期末手当）</p> <p>第29条 期末手当は、<u>3月1日</u>、6月1日及び12月1日（以下この条から第29条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（規則で定める職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条及び第29条の3においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、また同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に、<u>3月に支給する場合には100分の25</u>、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の110を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第10条第1項の規定に基づき指定する職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、<u>3月に支給する場合には100分の25</u>、6月に支給する場合には100分の85、12月に支給する場合には100分の90を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 定年前提任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の25</u>」とあるのは「<u>100分の10</u>」と、「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の60</u>」と、「<u>100分の110</u>」とあるのは「<u>100分の65</u>」と、「<u>100分の85</u>」とあるのは「<u>100分の50</u>」と、「<u>100分の90</u>」とあるのは「<u>100分の55</u>」とする。</p> <p>（第4項及び第5項省略）</p> <p>（勤勉手当）</p> <p>第30条 勤勉手当は、<u>6月1日及び12月1日</u>（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（規則で定める職員を</p>	<p>（期末手当）</p> <p>第29条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第30条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（規則で定める職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条及び第29条の3においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、また同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に<u>100分の120</u>を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第10条第1項の規定に基づき指定する職員の期末手当の額は、職員の給与月額に<u>100分の100</u>を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 定年前提任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」と、「<u>100分の100</u>」とあるのは「<u>100分の57.5</u>」とする。</p> <p>（第4項及び第5項改正なし）</p> <p>（勤勉手当）</p> <p>第30条 勤勉手当は、<u>基準日</u>にそれぞれ在職する職員（規則で定める職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給す</p>

<p style="text-align: center;">改正前</p> <p>※「改正前」は第1条による改正（この条例の公布日から施行）及び足立区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和4年条例第●●号）による改正（令和5年4月1日施行）後のもの</p>	<p style="text-align: center;">第2条による改正後</p>
<p>除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、また同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に<u>100分の112.5</u>（第10条第1項の規定に基づき指定する職員にあつては<u>100分の132.5</u>）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「<u>100分の55</u>」と、「<u>100分の132.5</u>」とあるのは「<u>100分の65</u>」とする。</p> <p>（第4項から第6項まで省略）</p>	<p>る。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、また同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に<u>100分の107.5</u>（第10条第1項の規定に基づき指定する職員にあつては<u>100分の127.5</u>）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の52.5</u>」と、「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」とする。</p> <p>（第4項から第6項まで改正なし）</p>
	<p style="text-align: center;"><u>付 則</u></p> <p style="text-align: center;">（施行期日等）</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。</p> <p>2 第1条の規定（第30条第2項及び第3項の改正規定を除く。）による改正後の足立区職員の給与に関する条例（第4項において「改正後の条例」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。</p> <p>3 第1条の規定（第30条第2項及び第3項の改正規定に限る。）による改正後の足立区職員の給与に関する条例の規定は、令和4年12月1日から適用する。</p> <p style="text-align: center;">（給与の内払）</p> <p>4 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の足立区職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与</p>

<p style="text-align: center;">改正前</p> <p>※「改正前」は第1条による改正（この条例の公布日から施行）及び足立区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和4年条例第●●号）による改正（令和5年4月1日施行）後のもの</p>	<p style="text-align: center;">第2条による改正後</p>
	<p><u>は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。</u> <u>（委任）</u> 5 付則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。</p>

第 1 2 4 号 議 案 説 明 資 料

令和 4 年 1 2 月 6 日

件 名	足立区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する 条例
所管部課名	総務部 人事課
内 容	<p>1 概要</p> <p>令和 4 年特別区人事委員会勧告（特別区職員労働組合連合会と妥結）による常勤職員の給与改定に準じた内容で、会計年度任用職員の給与に係る条例の改正を行う。</p> <p>2 改正内容（詳細は別紙「新旧対照表」のとおり）</p> <p>（1）期末手当（第 1 6 条・第 2 9 条）</p> <p>ア 3 月期末手当を廃止し、6 月・1 2 月期が均等になるよう配分</p> <p>3 施行年月日</p> <p>令和 5 年 4 月 1 日から施行する。</p>
今後の方針	

改正前	改正後
<p>(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第16条 期末手当は、<u>3月1日</u>、6月1日及び12月1日(以下この条及び第29条において「基準日」という。)にそれぞれ在職するフルタイム会計年度任用職員(規則で定めるフルタイム会計年度任用職員を除く。)に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員(規則で定めるフルタイム会計年度任用職員を除く。)についても、また同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、第4条の規定により決定された給料の月額を基礎として規則で定める額<u>に、3月に支給する場合には100分の25、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の110</u>を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(第3項から第4項まで省略)</p> <p>(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第29条 (第1項省略)</p> <p>2 期末手当の額は、第17条及び第18条の規定により決定された報酬を基礎として規則で定める額<u>に、3月に支給する場合には100分の25、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の110</u>を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(第3項及び第4項省略)</p>	<p>(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第16条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条及び第29条において「基準日」という。)にそれぞれ在職するフルタイム会計年度任用職員(規則で定めるフルタイム会計年度任用職員を除く。)に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員(規則で定めるフルタイム会計年度任用職員を除く。)についても、また同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、第4条の規定により決定された給料の月額を基礎として規則で定める額<u>に100分の120</u>を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(第3項から第4項まで改正なし)</p> <p>(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第29条 (第1項改正なし)</p> <p>2 期末手当の額は、第17条及び第18条の規定により決定された報酬を基礎として規則で定める額<u>に100分の120</u>を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(第3項及び第4項改正なし)</p> <p>付 則</p> <p>この条例は、令和5年4月1日から施行する。</p>

第 1 2 5 号 議 案 説 明 資 料

令和 4 年 1 2 月 6 日

件 名	足立区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
所管部課名	総務部 人事課
内 容	<p>1 概要</p> <p>国家公務員の期間業務職員における取扱いを踏まえ、会計年度任用職員等に係る退職手当の支給要件を一部緩和するため、条例改正を行う。</p> <p>2 改正内容（詳細は別紙「新旧対照表」のとおり）</p> <p>(1) 常勤職員に定められている勤務時間以上勤務した日が 18 日以上の要件について、「1 か月の勤務日数（週休日、休日、代休日等は含まれない。）が 20 日に満たない場合は、18 日から 20 日と当該 20 日に満たない日数との差に相当する日数を減じた日数（職員みなし日数）」以上とする。</p> <p>※ 足立区においては現在、パートタイム会計年度任用職員のみ採用しており、本条例の対象となるフルタイム会計年度任用職員はいない。</p> <p>3 施行年月日</p> <p>公布の日から施行する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>【参考例】</p> <p>令和 5 年 2 月の勤務日数は 19 日（20 日に満たない）の場合</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>■ 職員みなし日数の計算方法は…</p> <p>① 20 日から 19 日を引くと、その差は 1 日</p> <p style="padding-left: 20px;">(20 日 - 19 日 = 1 日)</p> <p>② その差の 1 日を基準の 18 日から引いた <u>17 日</u> がみなし日数</p> <p style="padding-left: 20px;">(18 日 - 1 日 = 17 日)</p> </div>
今後の方針	

足立区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表 (案)

改正前	第1条の規定による改正後
<p>(支給対象)</p> <p>第2条 (第1項省略)</p> <p>2 前項第2号に規定する勤務形態が同項第1号の職員に準ずる職員とは、常時勤務を要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令又は条例若しくはこれに基づく足立区規則(以下「規則」という。))により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。以下同じ。)が18日以上ある月が引き続いて6月を超えるに至った者で、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものをいう。</p>	<p>(支給対象)</p> <p>第2条 (第1項改正なし)</p> <p>2 前項第2号に規定する勤務形態が同項第1号の職員に準ずる職員とは、常時勤務を要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令又は条例若しくはこれに基づく足立区規則(以下「規則」という。))<u>その他の規程</u>により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)の数(以下「勤務日数」という。)が18日(1箇月間の日数(足立区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成10年条例第2号)。以下「勤務時間条例」という。)第18条第1項の規定及びその他の規程による週休日等(勤務時間条例第4条及び第5条の規定による週休日、勤務時間条例第10条及び第11条の規定による休日並びに勤務時間条例第12条第1項の規定により指定された代休日をいう。以下同じ。))に相当する日は、算入しない。)が20日に満たない日数の場合にあつては、18日から20日と当該20日に満たない日数との差に相当する日数を減じた日数。以下「職員みなし日数」という。)以上ある月が引き続いて6月を超えるに至った者で、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものをいう。</p>
<p>(退職手当の支給)</p> <p>第3条 (第1項省略)</p> <p>2 前項の規定による場合のほか、前条第1項第2号に掲げる職員のその月の勤務日数(常時勤務を要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日に限る。次項において同じ。)が18日に達しないこととなつたときは、その月の末日において退職したものとみなして退職手当を支給する。</p> <p>3 第1項ただし書の規定にかかわらず、同項第4号に規定する再びフルタイム会計年度任用職員等となつた者のその月の勤務日数が18日に達しない</p>	<p>(退職手当の支給)</p> <p>第3条 (第1項改正なし)</p> <p>2 前項の規定による場合のほか、前条第1項第2号に掲げる職員のその月の勤務日数が職員みなし日数に達しないこととなつたときは、その月の末日において退職したものとみなして退職手当を支給する。</p> <p>3 第1項ただし書の規定にかかわらず、同項第4号に規定する再びフルタイム会計年度任用職員等となつた者のその月の勤務日数が職員みなし日数</p>

改正前	第1条の規定による改正後
<p>こととなつたときは、その月の末日において退職したものとみなして退職手当を支給する。</p> <p>(第4項省略)</p> <p>(退職手当の調整額)</p>	<p>に達しないこととなつたときは、その月の末日において退職したものとみなして退職手当を支給する。</p> <p>(第4項改正なし)</p> <p>(退職手当の調整額)</p>
<p>第12条の3 (第1項から第3項まで省略)</p>	<p>第12条の3 (第1項から第3項まで改正なし)</p>
<p>4 第2項の休職月等とは、次に掲げる期間のある月(第1号から第8号までに掲げる期間のある月にあつては現実に職務に従事することを要する日のあつた月を除き、第9号に掲げる期間のある月にあつては育児短時間勤務等(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)その他の法律の規定による育児短時間勤務及び育児短時間勤務の例による短時間勤務をいう。以下同じ。)の期間以外の期間における現実に職務に従事することを要する日のあつた月を除く。)をいう。</p>	<p>4 第2項の休職月等とは、次に掲げる期間のある月(現実に職務に従事することを要する日(次に掲げる期間(無罪の判決が確定した場合における第2号に掲げる期間を除く。))以外の期間における週休日等並びに勤務時間条例第18条第1項の規定及びその他の規程による週休日等に相当する日以外の日をいう。)のあつた月を除く。)をいう。</p>
<p>(第1号から第7号まで省略)</p> <p>(8) 育児休業(地方公務員の育児休業等に関する法律その他の法律の規定による育児休業をいう。以下同じ。)の期間</p> <p>(9) 育児短時間勤務等の期間</p>	<p>(第1号から第7号まで改正なし)</p> <p>(8) 育児休業(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)その他の法律の規定による育児休業をいう。以下同じ。)の期間</p> <p>(9) 育児短時間勤務等(地方公務員の育児休業等に関する法律その他の法律の規定による育児短時間勤務及び育児短時間勤務の例による短時間勤務をいう。以下同じ。)の期間</p>
<p>(第5項から第7項まで省略)</p> <p>(勤続期間の計算)</p>	<p>(第5項から第7項まで改正なし)</p> <p>(勤続期間の計算)</p>
<p>第13条 (第1項省略)</p>	<p>第13条 (第1項改正なし)</p>
<p>2 前項の規定による在職期間の計算は、職員となつた日の属する月から退職した日の属する月までの月数(第2条第1項第2号に掲げる職員にあつては、引き続いた常時勤務を要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日が18日以上ある月の月数)による。</p>	<p>2 前項の規定による在職期間の計算は、職員となつた日の属する月から退職した日の属する月までの月数(第2条第1項第2号に掲げる職員にあつては、引き続いた勤務日数が職員みなし日数以上ある月の月数)による。</p>
<p>(第3項から第9項まで省略)</p>	<p>(第3項から第9項まで改正なし)</p>
<p>9 第16条の規定による退職手当を計算する場合における勤続期間の計算について、第1項から第6項までの規定により計算した在职期間に1月未満</p>	<p>9 第16条の規定による退職手当を計算する場合における勤続期間の計算について、第1項から第6項までの規定により計算した在职期間に1月未満</p>

改正前	第1条の規定による改正後
<p>の端数がある場合は、これを切り捨てる。 (失業者の退職手当)</p> <p>第16条 (第1項省略)</p> <p>2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となつた日前に職員又は職員以外の者で<u>常時勤務を要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日が18日以上ある月が1月以上あるもの</u> (季節的業務に4箇月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に4箇月以内の期間を定めて雇用されていた者にあつては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したものに限る。) であつた者 (以下この項において「職員等」という。) であつたことがあるものについては、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当する全ての期間を除く。 (第1号及び第2号省略) (第3項から第14項まで省略)</p>	<p>の端数がある場合は、これを切り捨てる。 (失業者の退職手当)</p> <p>第16条 (第1項改正なし)</p> <p>2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となつた日前に職員又は職員以外の者で<u>勤務日数が職員みなし日数以上ある月が1月以上あるもの</u> (季節的業務に4箇月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に4箇月以内の期間を定めて雇用されていた者にあつては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したものに限る。) であつた者 (以下この項において「職員等」という。) であつたことがあるものについては、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当する全ての期間を除く。 (第1号及び第2号改正なし) (第3項から第14項まで改正なし)</p>

第1条の規定による改正後の足立区職員の退職手当に関する条例	第2条の規定による改正後
<p>(退職手当の調整額)</p> <p>第12条の3 (第1項から第3項まで省略)</p> <p>4 第2項の休職月等とは、次に掲げる期間のある月(現実に職務に従事することを要する日(次に掲げる期間(無罪の判決が確定した場合における第2号に掲げる期間を除く。))以外の期間における週休日等並びに勤務時間条例第18条第1項の規定及びその他の規程による週休日等に相当する日以外の日をいう。)のあつた月を除く。)をいう。</p> <p>(第1号から第4号まで省略)</p> <p>(5) (省略)</p> <p>(6) (省略)</p> <p>(7) (省略)</p> <p>(8) (省略)</p> <p>(9) (省略)</p> <p>(第5項から第7項まで省略)</p>	<p>(退職手当の調整額)</p> <p>第12条の3 (第1項から第3項まで改正なし)</p> <p>4 第2項の休職月等とは、次に掲げる期間のある月(現実に職務に従事することを要する日(次に掲げる期間(無罪の判決が確定した場合における第2号に掲げる期間を除く。))以外の期間における週休日等並びに勤務時間条例第18条第1項の規定及びその他の規程による週休日等に相当する日以外の日をいう。)のあつた月を除く。)をいう。</p> <p>(第1号から第4号まで改正なし)</p> <p><u>(5) 高齢者部分休業(地方公務員法第26条の3の規定による高齢者部分休業及びその他の規程によるこれに相当する休業をいう。)の期間</u></p> <p>(6) (現行に同じ。)</p> <p>(7) (現行に同じ。)</p> <p>(8) (現行に同じ。)</p> <p>(9) (現行に同じ。)</p> <p>(10) (現行に同じ。)</p> <p>(第5項から第7項まで改正なし)</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>(足立区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)</u></p> <p>2 <u>足立区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(令和4年条例第●●号)の一部を次のように改める。</u></p> <p><u>第12条の3第4項の改正規定を削る。</u></p>

第 1 2 6 号 議 案 説 明 資 料

令和 4 年 1 2 月 6 日

件 名	旧本木東小学校解体工事請負契約
所管部課名	総務部 契約課
内 容	<p>1 契約の相手方 御園・大洲建設共同企業体 代表者 御園興業株式会社 代表取締役 御園 英男 東京都足立区神明一丁目 4 番 8 号</p> <p>2 契約金額 3 2 6, 1 0 7, 0 5 6 円 (落札率 8 1. 6 %)</p> <p>3 契約番号 4 足総契契第 0 1 0 5 8 2 号</p> <p>4 工 期 契約締結の翌日から令和 6 年 1 月 5 日</p> <p>5 工事場所 足立区本木一丁目 1 4 番 1 5 号、他</p> <p>6 工事内容</p> <p> (1) 建物概要</p> <p> ア 校舎棟 (体育館含む) : R C 造、地上 4 階建</p> <p> イ プール棟 : W 造、平屋建</p> <p> ウ その他付属棟 : R C 造、平屋建</p> <p> (2) 延床面積 : 4, 9 0 3 m²</p> <p> ア 校舎棟 : 4, 7 1 0 m²</p> <p> イ プール棟 : 8 5 m²</p> <p> ウ その他付属棟 : 1 0 8 m²</p> <p> (3) 工事概要</p> <p> ア 建築物及び外構工作物の解体</p> <p> イ 解体工事に伴うアスベスト除去</p> <p>7 そ の 他</p> <p> (1) 仮契約年月日 令和 4 年 1 1 月 7 日</p> <p> (2) 入札・開札年月日 令和 4 年 1 1 月 4 日</p> <p> (3) 入札参加事業者数 7 建設共同企業体 (低入札調査価格未満 7 建設共同企業体)</p> <p> (4) 予定価格 3 9 9, 6 4 1, 0 0 0 円 (事前公表)</p> <p> ※ 契約金額、予定価格には消費税を含む。</p>
今後の方針	

第 1 2 7 号 議 案 説 明 資 料

令和 4 年 1 2 月 6 日

件 名	島根住区センター大規模改修工事請負契約
所管部課名	総務部 契約課
内 容	<p>1 契約の相手方 株式会社コーセー 代表取締役 田中 芳夫 東京都足立区西新井二丁目 3 2 番 1 8 号</p> <p>2 契約金額 2 0 7, 9 0 0, 0 0 0 円 (落札率 9 2. 8 1%)</p> <p>3 契約番号 4 足総契契第 0 1 0 5 7 9 号</p> <p>4 工 期 契約締結の翌日から令和 6 年 3 月 1 1 日</p> <p>5 工事場所 足立区島根四丁目 1 9 番 1 - 1 0 1 号</p> <p>6 工事内容 (1) 建物概要 : R C 造、地上 5 階建ての 1、2 階部分 (2) 延床面積 : 8 0 6. 1 2 m² (3) 工事概要 ア 床、壁、天井、トイレ等の内装改修 イ 外壁補修、鉄部塗装、防水等の外装改修 ウ 駐車場、駐輪場、舗装等の外構改修</p> <p>7 そ の 他 (1) 仮契約年月日 令和 4 年 1 1 月 2 日 (2) 入札・開札年月日 令和 4 年 1 1 月 1 日 (3) 入札参加事業者数 ア 初度入札時 4 建設共同企業体 (予定価格超過 3 建設共同企業体、辞退 1 建設共同企業体) イ 再度入札時 3 建設共同企業体 (辞退 2 建設共同企業体)</p> <p>(4) 予定価格 2 2 4, 0 1 5, 0 0 0 円 (事後公表)</p> <p>※ 契約金額、予定価格には消費税を含む。 ※ 施工能力審査型総合評価方式にて落札候補者を決定。</p>
今後の方針	

第 1 2 8 号 議 案 説 明 資 料

令和 4 年 1 2 月 6 日

件 名	自動体外式除細動器（AED）の買替について
所管部課名	総務部 契約課
内 容	<p>1 契約の相手方 株式会社フタバネクスト 代表取締役 吉川 賢二 東京都足立区花畑三丁目34番10号</p> <p>2 契約金額 35,196,645円（落札率99.66%）</p> <p>3 契約方法 指名競争入札</p> <p>4 契約番号 4足総契契第022316号</p> <p>5 納期限 令和5年2月28日</p> <p>6 納入場所 千寿小学校（足立区千住宮元町6番1号） 外101校</p> <p>7 契約内容 自動体外式除細動器（AED）を購入し、各小中学校へ納品する。 自動体外式除細動器（AED）キャリングバッグ外一式 103組</p> <p>8 その他 （1）仮契約年月日 令和4年10月22日 （2）入札日・開札日 令和4年10月21日 （3）指名業者 10者 （予定価格超過4者、辞退3者、不参加2者） （4）予定価格 35,315,328円（事後公表）</p> <p>※ 契約金額、予定価格には消費税を含む。</p>
今後の方針	